

コンプライアンス強化ガイドライン

1. 目的と理念

本ガイドラインは、一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会（以下、「当法人」という。）がパワーリフティングの普及発展を図り、社会・文化の発展に寄与するという目的を達成するため、法令遵守のみならず高い倫理観を持って活動するための指針を定める。

2. 誠実な組織運営

当法人の社員、役員、使用人、および関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。株式会社その他の営利事業を営む者、または特定の個人・団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えてはならない（公益法人への寄附等、定款の定める例外を除く）。当法人は剰余金の分配を行わない。

3. 代表理事の役割と相互監視

代表理事が2名置かれている場合、一方が行う業務執行状況を他方が常時確認し、独断専行によるコンプライアンス違反を防止する。代表理事および業務執行理事は、6か月に1回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

4. 内部通報と通報者保護

法令、定款、または本ガイドラインに違反する行為を発見した者は、速やかに監事または代表理事へ報告する。通報を行ったことを理由として、当該会員や役職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

<附 則>

- 1 このガイドラインは、令和8年2月10日に制定し、同日より施行する。